

安全関連事業費補助のご紹介

◎問い合わせ 地域安心課 ☎0561・56・0719

ドライブレコーダー普及促進事業費補助について

交通安全意識の向上や地域の防犯対策、地域振興を図ることを目的として、ドライブレコーダーの設置に対する補助を行います。

補助対象 令和5年4月1日以降のドライブレコーダー本体の購入費および設置費（取付に要する器具を含む。設置のみは不可）

補助金額 **購入額の2分の1**（町内で購入し、町内の事業所で設置した場合の設置費を含む）
（補助上限額10,000円、ただし町内企業製品は上限額に5,000円を加算、町内販売店からの購入は上限額に5,000円を加算）

対象製品 (1) 電波法などの法令に適合しているもの (2) エンジン始動時に自動的に録画機能が開始するもの
(3) 有効画素数が200万画素以上 (4) 常時録画を行った場合、2時間以上録画のできるもの
(5) パソコンにより記録データの再生ができるもの

補助対象者 (1) 町内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている人 (2) 運転免許証を保有する人
(3) 自動車検査証の使用者氏名と運転免許証の氏名が同一の人
(4) 町税および自動車税などの延滞がない人 (5) ドライブレコーダーの転売を目的としていない人
(6) ドライブレコーダーを設置する自動車を自家用（事業用は不可）として使用する人
(7) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有していない人

提出書類 (1) 運転免許証（写） (2) 自動車検査証（写） (3) 自動車税などの納税証明書（写）
(4) 領収書、保証書、購入金額および購入日が確認できる書類（写） (5) 通帳の写し
(6) ドライブレコーダーの機能が確認できる取扱説明書 (7) ドライブレコーダー設置状況の写真

警察への協力 事故または犯罪捜査に係る警察へのデータ提供（任意）

申請 **令和5年4月1日から令和6年3月31日まで**（予算に達し次第終了）

申し込み 地域安心課へ申請書を提出
（地域安心課窓口・町ホームページで入手可）



感震ブレーカー設置費補助事業

地震発生後の通電火災を予防する感震ブレーカーのうち、「簡易タイプ（バネ式・おもり式）」の設置費を補助します。

※簡易タイプ以外は補助対象外

対象：令和5年4月1日から令和6年3月31日までに購入し設置した人

※1世帯1回、1個まで

申請：申請書（地域安心課窓口、町ホームページで入手可）を地域安心課へ令和6年3月31日までに提出してください。

また、申請時には「通帳の写し」「領収書」「設置後の写真」が必要となります。

特殊詐欺対策電話等購入費補助事業

高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図るため、「自動応答録音」または「自動着信拒否」装置（機能）が付いた製品の購入費の一部を補助します。

▶**対象**：満65歳以上の人がいる世帯

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに購入し設置した人
※1世帯1回、1個まで

申請：申請書（地域安心課窓口、町ホームページで入手可）を地域安心課へ令和6年3月31日まで提出してください。

また、申請時には「通帳の写し」「領収書」「保証書」「設置後の写真」が必要となります。

家具転倒防止器具取付事業

たんすや本棚などの家具に家具転倒防止器具（固定ベルトやL字金具）を最大4つまで無料で取り付ける事業を行っています。

対象：次の①～④のいずれかに該当する世帯の人

① 満65歳以上の人のみの世帯

② 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方がいる世帯

③ 要支援・要介護認定者のみの世帯

④ 中学生以下の子とその母親のみの世帯

申請：希望者は、令和6年1月31日までに申請書（地域安心課窓口、町ホームページで入手可）を地域安心課へ提出してください。

自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業

自転車乗車時に着用し頭部を保護する目的で製造された安全基準（SG、JCF、CE、GS、CPSC、MIPSマーク）を満たす新品のヘルメットの購入費の一部を補助します。

対象：令和5年度中の満年齢で町内に住む小中学生および高校生と18歳までの人、町内在住の65歳以上の人で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに購入した人

※1人1個まで

申請：申請書（地域安心課窓口、町ホームページで入手可）を地域安心課へ令和6年3月31日まで提出してください。

また、申請時には「通帳の写し」「領収書」「保証書」「ヘルメットの現物」が必要となります。